
【法令名称】「中国(上海)自由貿易試験区外商投資プロジェクト届出管理弁法」公布に関する上海市人民政府の通知
【発布機関】上海市人民政府
【発布番号】滬府発[2013]71 号
【発布日】2013.09.29
【実施日】2013.10.01
【時限性】現行有効
【効力等級】地方規範性文書
【全文】

中国(上海)自由貿易試験区外商投資プロジェクト届出管理弁法

第一章 総則

第一条 中国(上海)自由貿易試験区(以下「自由貿易試験区」という)における外商投資プロジェクトの管理制度を規範化するため、「中国(上海)自由貿易試験区全体方案」に基づき、本弁法を制定する。

第二条 本弁法は、自由貿易試験区内において届出制管理を実行する外商投資プロジェクトに適用する。

自由貿易試験区におけるプロジェクト届出管理の範囲には、自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)以外の中外合弁、中外合作、外商独資、外商投資パートナーシップ、外国投資者による国内企業の買収合併、外商投資企業増資等の各種外商投資プロジェクトが含まれる(国内投資プロジェクトは認可のままとする旨国務院が規定している場合は除く)。

法律、法規に別途規定がある場合、その規定に従う。

第三条 国家安全審査範囲内の外商投資プロジェクトに該当する場合、関連規定に従い安全審査を行わなければならない。

第四条 自由貿易試験区管理委員会は、自由貿易試験区外商投資プロジェクトの届出機関(以下「プロジェクト届出機関」という)であり、自由貿易試験区外商投資プロジェクトの届出及び

監督管理に責任を負う。

第二章 プロジェクト届出の手順

第五条 自由貿易試験区のプロジェクト届出管理範囲内の外商投資プロジェクト申請者（以下「届出申請者」という）は自由貿易試験区外商投資プロジェクト届出表の関連情報を記入の上提出すると同時に、プロジェクト届出機関に以下の資料を提出する。

（一）中外投資各当事者の企業登録証（営業許可証）、商務登記証（個人投資者の場合は個人の身分証明を提供）。

（二）投資各当事者が署名した投資意向書、増資、買収合併プロジェクトに関する会社董事会の決議書、又は関連の出資決議書。

（三）不動産権利証書、又は土地の落札通知書（又は土地の成約確認書、又は国有建設用地使用权払下げ契約書）、又は賃貸借契約書。

（四）関連する法律法規に基づき提出すべきその他の関連資料。

届出申請者は提出する申請資料につき、その内容の真実性に責任を負わなければならない。

プロジェクト届出及び企業設立（変更）を同時に申告する場合は、自由貿易試験区の「ワンリスト申告、ワンストップ受理」体制に従い取り扱わなければならない。

第六条 プロジェクト届出機関は、申請資料を受領した日から10営業日以内に、自由貿易試験区外商投資プロジェクトの届出意見（以下「プロジェクト届出意見」という）を届出申請者に発行しなければならない。

法律、法規に違反しておらず、国の産業政策規定に合致し、自由貿易試験区外商投資プロジェクト届出管理範囲内の外商投資プロジェクトに対して、プロジェクト届出機関は届出をしなければならない。届出をしない場合は、プロジェクト届出意見にて理由を説明しなければならない。

第七条 届出完了した外商投資プロジェクトについて、届出申請者はプロジェクト届出意見に基づき、計画、用地、環境影響評価、建設等の審査許可手続きを行うことができる。政府補助

金、転貸、利息補助等の優遇政策を申請する場合は、プロジェクト届出意見に基づき関連部門に資金申請報告書を提出することができる。輸入設備減免税等の優遇政策を申請する場合は、プロジェクト届出意見に基づき、国又は市の発展改革部門に関連手続きを申請することができる。

第八条 プロジェクト届出機関はプロジェクト届出意見を発行すると同時に、プロジェクト届出の基本情報及び届出資料、文書等を関連部門に転送しなければならない。

第三章 届出変更

第九条 届出完了した外商投資プロジェクトに以下の状況が発生した場合、重大な変更と見なし、プロジェクト届出機関に変更申請をしなければならない。

- (一) 投資者又は持分の変更。
- (二) プロジェクト所在地の変更。
- (三) プロジェクトの主要内容の変更。
- (四) 投資総額がもとの届出投資額より 20%以上超過。
- (五) 関連法律法規及び産業政策が規定するその他の変更を必要とする状況。

届出変更の手順は本弁法第二章の関連規定に従い、実施する。

第十条 届出完了した外商投資プロジェクトに変更が生じ、変更後、自由貿易試験区外商投資プロジェクトの届出管理範囲外となった場合、外商投資プロジェクト認可の関連規定に基づき、認可権限を有する機関にて認可手続きを申請しなければならない。認可書類が発行された日から、もとのプロジェクト届出書類は自動的に失効する。

既に認可された外商投資プロジェクトに変更が生じ、変更後、自由貿易試験区外商投資プロジェクトの届出管理範囲内となった場合、本弁法の関連規定に従い、プロジェクト届出機関に届出手続きを申請しなければならない。届出書類が発行された日から、もとのプロジェクト認可書類は自動的に失効する。

第十一条 届出完了したプロジェクトの実施を停止する場合、届出申請者は書面にてプロジェクト届出機関に速やかに通知しなければならない。

届出完了したプロジェクトを自由貿易試験区外に移す場合、外商投資プロジェクトに関する区外の管理規定に基づき手続を行い、書面にてプロジェクト届出機関に速やかに通知しなければならない。

第四章 監督管理及び法的責任

第十二条 プロジェクト届出機関は自由貿易試験区外商投資届出プロジェクトの中間過程、事後の監督管理を強化しなければならない、自由貿易試験区の監督管理情報共有体制とプラットフォーム、企業の年度報告制度等により、プロジェクトの実施状況を検査することができる。

第十三条 プロジェクト届出機関の職員がプロジェクト届出過程において職権濫用、職務怠慢、不正行為、収賄、賄賂を請求するなどの行為があった場合、法に従って行政処分に処する。犯罪を犯した場合は、法に従って刑事責任を追及する。

第十四条 下記状況のいずれかに該当する外商投資プロジェクトに対して、プロジェクト届出機関は法に従って、その投資建設の停止を命じ、状況によっては関連手続を補完しなければならない。且つ法に従って、関連企業と人員の責任を追及し、関連状況を企業の信用記録に記録する。

- (一)プロジェクトを分割した場合。
- (二)虚偽資料を提供した場合。
- (三)届出をせずに無断で着工した場合。
- (四)届出内容通りに投資建設を行わなかった場合。

第五章 附則

第十五条 プロジェクト届出書類の有効期間は2年間とし、届出日より起算する。

第十六条 香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾地区の投資者が自由貿易試験区において投資したプロジェクトは、本弁法を参照して実施する。

第十七条 本弁法は、2013年10月1日より施行する。